

これまでの商店街補助金に加えて、 新たに個店向けの補助金を創設しました

◎小規模事業者向け補助金

小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額:50万円

※雇用を増加させる取組については、補助上限100万円。

※従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。

＜商店で想定される取組例＞

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシの作成

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにするなどより、幅広い年代層の集客を図る。
- ・パン屋が衛生面を強化するため、陳列してある商品の上にカバーを付け、商品がホコリなどに触れない工夫を図る

③ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・古くなった商品パッケージのデザインを一新

お問合せ先: 中小企業庁 小規模企業政策室 03-3501-2036

日本商工会議所 03-3283-7849 全国商工会連合会 03-6268-0088

◎ものづくり・商業・サービス革新補助金

新商品の開発、新サービスの導入や新しい販売方法の導入など事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額:1,000万円

※小規模事業者のみが利用できる特別枠(補助上限:700万円)を設定。

＜商店で想定される取組例(他店舗との差別化を図る革新的な取組)＞

①新商品開発

- ・地元産品を活用したオリジナルスイーツ開発

②新サービスの導入

- ・理容店が女性顧客をターゲットにしたエステサービスを導入

③新しい販売方法の導入

- ・ポイントカードと連動した顧客の購買履歴を管理できるレジシステム(POSレジ)を導入し、購入実績に応じて割引クーポンを発行

お問合せ先:中小企業庁 創業・技術課 03-3501-1816

全国中小企業団体中央会 03-3523-4908

◎商業・サービス業活性化税制

商業・サービス業を営む方々が商工会議所・商工会等からアドバイスを受けて設備投資をした場合、設備導入時の減価償却費を増やす(30%特別償却)か、7%の税額控除を受けることができます。

※30万円以上の器具・備品(陳列棚、看板等)、60万円以上の建物附属設備(空調設備、自動ドア等)が対象

＜商店で想定される取組例＞

- ・陳列棚やテーブルの入れ替えなど内装変更
- ・看板の付け替えなど外装変更

お問合せ先:中小企業庁財務課 03-3501-5803

※商店街全体で行うイベントやセールの実施に要する費用(チラシの作成・配布を含む)も全額補助します。 補助上限:400万円

お問合せ先:中小企業庁商業課 03-3501-1929